

戸籍謄抄本・附票・身分証明書等の交付請求書

寄居町長 あて

令和 年 月 日

※請求には本人確認資料が必要です。その他の注意事項は裏面に記載されています。

請 求 者	住所		電話番号							
	フリガナ 氏名		生年月日		年		月		日	
対 象 者	□住所と同じ									
	本籍									
	□請求者と同じ フリガナ 筆頭者の氏名									
			生年月日		年		月		日	
	□請求者と同じ フリガナ 氏名									
			生年月日		年		月		日	
必要な証明の 種類	戸籍謄本（全部事項証明） □ 寄居町 □ 広域		通	身分証明書				通		
	戸籍抄本（一部事項証明）		通	独身証明書				通		
	除籍・改製原戸籍謄本 □ 寄居町 □ 広域		通	受理証明書 年 月 日（ ）届				通		
	除籍・改製原戸籍抄本		通	戸籍届書記載事項証明書 年 月 日（ ）届				通		
	戸籍の附票（全部） □本籍・筆頭者 □住民票コード □在外選挙人登録		通	届書等情報内容証明書 年 月 日（ ）届				通		
	戸籍の附票（一部） □本籍・筆頭者 □住民票コード □在外選挙人登録		通	戸籍電子証明書提供用識別符号 □ 寄居町 □ 広域				通		
	記載事項証明書		通	除籍電子証明書提供用識別符号 □ 寄居町 □ 広域				通		
必要な戸籍の 記載事項	□_____の出生・婚姻・転籍・改製 ～ 現在・改製・婚姻・転籍・死亡まで全部									
	□その他（ ）									
請求者の資格	本人・配偶者・父母・子・祖父母・孫・代理人・その他（ ）									
備考 使用目的等										
市区町村 使用欄	本人確認		マ・免・住・パ・在・保・その他（ ）・聞取							
	寄居町 戸籍 新除籍 原/旧除籍	通 通 通	戸籍符号 新除籍符号 原/旧除籍符号	通 通 通	広域	戸籍 新除籍 原/旧除籍	通 通 通	戸籍符号 新除籍符号 原/旧除籍符号	通 通 通	

※広域交付では、当町以外が本籍地の場合でも戸（除・原戸）籍全部事項証明書等を交付可能です。

(本人、配偶者、直系尊属・卑属以外からの請求はできません)

※身分証明書・独身証明書は本人以外からの請求の場合、委任状が必要です。

請求に当たっての注意事項(広域交付)

1. 請求者について広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。

窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。
(代理人の方は請求できません。)請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。
2. 本人確認資料について請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。
3. 必要な戸籍の範囲について必要な戸籍の範囲について記載してください。記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。
4. 対象者請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。

記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。
5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。

請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、

本籍地の市区町村に請求してください。
6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号 (16けたの数字)を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。
7. 罰則 偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

請求に当たっての注意事項(窓口交付)

1. 請求の理由の記載について
 - (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
 - (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
 - (3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
2. 資料の提供について 請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
3. 戸籍個人事項証明について 戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。
4. 戸籍一部事項証明について 戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には戸籍一部事項証明をご利用ください。
5. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号 (16けたの数字)を発行します。行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので 詳しくは手続先にお問合せください。
6. 届書等情報内容証明書について

届書等情報内容証明書は、利害関係人の方が特別な事由がある場合に限り、請求が可能です。市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。
7. 本人確認資料について 窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
8. 権限確認書類について 窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。
9. 罰則 偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。